

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p>
<p>(承認等の通知)</p> <p>7の2-7 令第4条の5第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特例輸入者承認書</u>」(C-9010) 又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」(C-9020) (以下この節において「<u>承認書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(承認等の通知)</p> <p>7の2-7 令第4条の5第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特例輸入者承認通知書</u>」(C-9010) 又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」(C-9020) (以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p>
<p>(承認等の通知)</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税承認者承認書</u>」(C-9011-1又はC-9011-2) 又は「<u>特定保税承認者不承認通知書</u>」(C-9021) (以下この節において「<u>承認書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間(8年間)を付記した上で通知するものとする。</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(承認等の通知)</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税承認者承認通知書</u>」(C-9011-1又はC-9011-2) 又は「<u>特定保税承認者不承認通知書</u>」(C-9021) (以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間(8年間)を付記した上で通知するものとする。</p> <p>(2) 承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>第5章 運送</p>	<p>第5章 運送</p>
<p>(承認等の通知)</p> <p>63の2-3 令第55条の5第5項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ</p>	<p>(承認等の通知)</p> <p>63の2-3 令第55条の5第5項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税運送者承認書</u>」(C-9012) 又は「<u>特定保税運送者不承認通知書</u>」(C-9022) (以下この節において「<u>承認書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 承認書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>の通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税運送者承認通知書</u>」(C-9012) 又は「<u>特定保税運送者不承認通知書</u>」(C-9022) (以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>
第6章 通関	第6章 通関
第1節の2 輸出申告の特例	第1節の2 輸出申告の特例
<p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の8第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第59条の8第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9 ((1)を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「<u>特例輸入者承認書</u>」(C-9010) 又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」(C-9020) とあるのは、「<u>特定輸出者承認書</u>」(C-9013) 又は「<u>特定輸出者不承認通知書</u>」(C-9023) と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからトまでのいずれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれか」とあるのは「法第67条の8第1項第2号から第4号までのいずれか」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の8第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第59条の8第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9 ((1)を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「<u>特例輸入者承認通知書</u>」(C-9010) 又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」(C-9020) とあるのは、「<u>特定輸出者承認通知書</u>」(C-9013) 又は「<u>特定輸出者不承認通知書</u>」(C-9023) と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからトまでのいずれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれか」とあるのは「法第67条の8第1項第2号から第4号までのいずれか」と読み替えるものとする。</p>
<p>(認定等の通知)</p> <p>67の13-3 令第59条の14第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定製造者認定書</u>」(C-9014) 又は「<u>認定製造者不認定通知書</u>」(C-9024) (以下この節において「<u>認定書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(認定等の通知)</p> <p>67の13-3 令第59条の14第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定製造者認定通知書</u>」(C-9014) 又は「<u>認定製造者不認定通知書</u>」(C-9024) (以下この節において「<u>認定通知書等</u>」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) 認定通知書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日 (署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日) から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章の2 認定通関業者</p> <p>(認定等の通知)</p> <p>79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定通関業者認定書</u>」(C-9015)又は「<u>認定通関業者不認定通知書</u>」(C-9025)（以下この節において「認定書等」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第6章の2 認定通関業者</p> <p>(認定等の通知)</p> <p>79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定通関業者認定通知書</u>」(C-9015)又は「<u>認定通関業者不認定通知書</u>」(C-9025)（以下この節において「認定通知書等」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定通知書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>